

愛媛県環境影響評価審査会

会 議 次 第

〔 日時 令和7年3月25日（火）9時30分から
場所 県議会議事堂4階 農林水産建設委員会室 〕

1 開 会

2 議 題

（１）大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業環境影響評価
準備書

（２）（仮称）三崎ウインドパークリブレース事業環境影響評価
方法書

3 閉 会

資 料 目 次

頁

資料 1	愛媛県環境影響評価審査会委員名簿・・・・・・・・・・	1
------	----------------------------	---

【大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業環境影響評価準備書】

資料 2-1	事業の概要・・・・・・・・・・	2
資料 2-2	環境影響評価手続・・・・・・・・・・	3
資料 2-3	関係市町長意見・・・・・・・・・・	4
資料 2-4	住民等意見に対する事業者の見解・・・・・・・・・・	6
資料 2-5	四国中央市長意見に対する事業者の見解・・・・・・・・	9

【(仮称)三崎ウインドパークリブレース事業環境影響評価方法書】

資料 3-1	事業の概要・・・・・・・・・・	10
資料 3-2	環境影響評価手続・・・・・・・・・・	11
資料 3-3	委員等意見に対する事業者の見解・・・・・・・・・・	12

愛媛県環境影響評価審査会委員名簿

【任期：令和 8 年 9 月 24 日まで】

氏 名	現 職 等
<会長> たかはし じろう 高橋 治郎	愛媛大学名誉教授
<会長代理> かきはら ふみか 柿原 文香	元愛媛大学農学部教授
ありみつ ゆたか 有光 隆	元愛媛大学大学院理工学研究科准教授
き だ あきこ 貴田 晶子	（一社）建築物石綿含有建材調査者協会代表理事 元愛媛大学農学部客員教授
くにすえ たつや 国末 達也	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
さとう ひさこ 佐藤 久子	元愛媛大学大学院理工学研究科教授 愛媛県環境創造センター長
しももと み え 下元 美恵	（公社）愛媛県建築士会女性委員会副委員長
ひ だか かずまさ 日鷹 一雅	愛媛大学大学院農学研究科准教授
むらかみ やすゆき 村上 恭通	愛媛大学法文学部教授 アジア古代産業考古学研究センター長
や た べ りゅういち 矢田部 龍一	愛媛大学名誉教授

大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業の概要

1 事業者 大王製紙株式会社

2 事業の目的

2030年に向けた非効率石炭火力のフェードアウトや2050年カーボンニュートラル宣言を受けて、脱炭素化社会の実現に向けた取組として、廃棄物由来の非化石燃料を使用した産業廃棄物焼却施設（ボイラー）2基を設置し、重油ボイラー等3缶を廃止する。

3 対象事業の種類

産業廃棄物焼却施設の設置の事業

条例対象事業

1日当たりの処理能力の合計が50 t 以上であるごみ焼却施設又は産業廃棄物処理施設を設置するもの

4 対象事業の規模

循環流動床炉 1,248 t / 日、768 t / 日

	新設		廃止		
	焼却炉 (25号ボイラー)	焼却炉 (26号ボイラー)	重油ボイラー (10号ボイラー)	重油ボイラー (16号ボイラー)	回収ボイラー (12号ボイラー)
処理能力	1,248 t / 日	768 t / 日	—	—	—
処理方式	循環流動床	循環流動床	—	—	—
蒸発量	240t/時	120t/時	160t/時	350t/時	103t/時
煙突高さ	207m	180m			
排ガス量	334,000m ³ N/時	191,000m ³ N/時	158,095m ³ N/時	333,687m ³ N/時	161,651m ³ N/時
稼働年	令和11年予定	令和13年予定	昭和46年	昭和49年	昭和47年

5 対象事業実施区域 四国中央市三島紙屋町（大王製紙(株)三島工場敷地内）

6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 四国中央市



大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業に係る愛媛県環境影響評価条例の手続

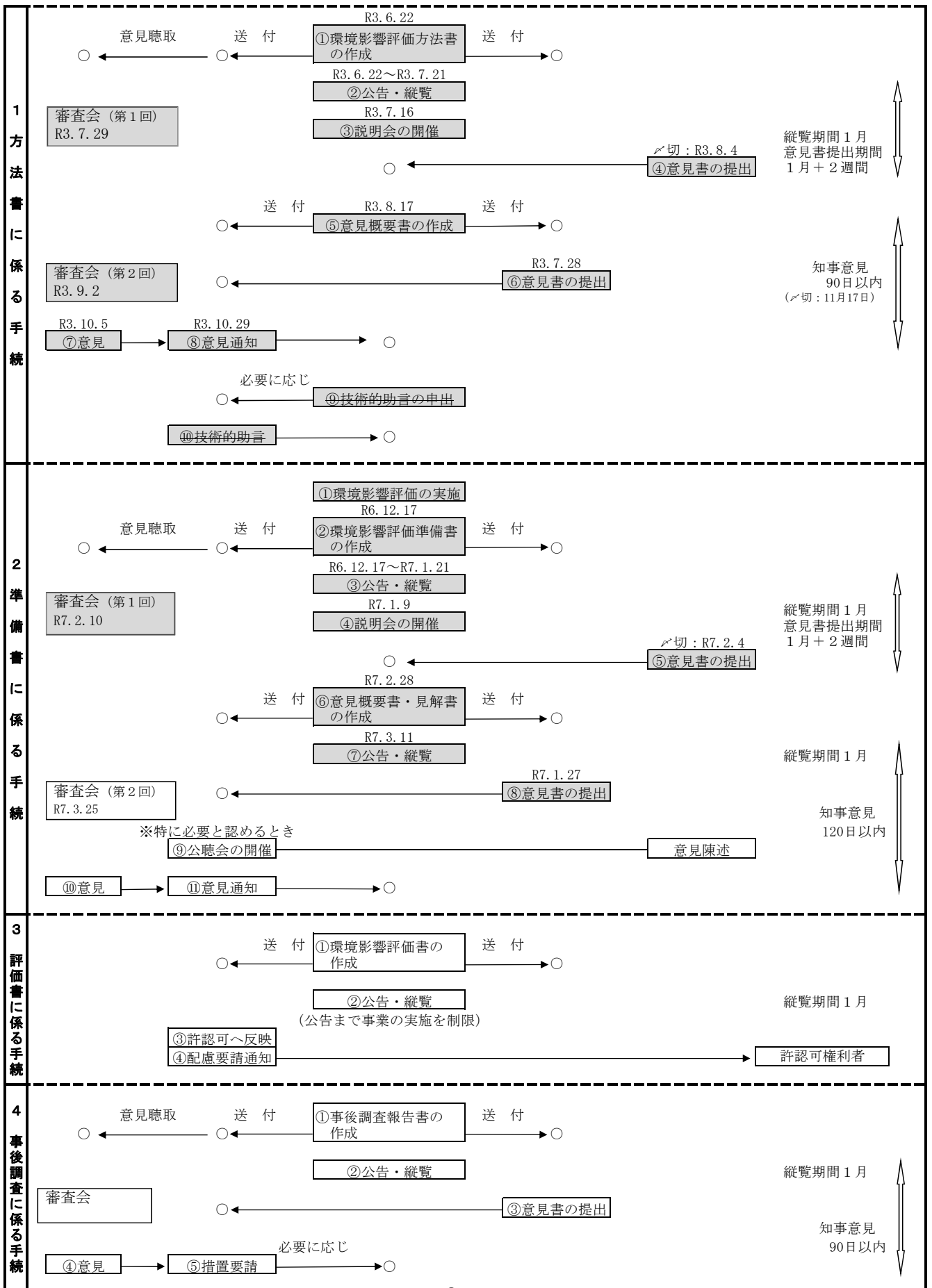
審査会

県

事業者

四国中央市

住民



四市生第527号

令和 7 年 1 月 27 日

愛媛県知事 中村 時広 様

四国中央市長 篠原 実

大王製紙三島工場産業廃棄物焼却施設設置事業に係る環境影響
評価準備書について（回答）

平成 6 年 12 月 17 日付け 6 環第 803 号にて、ご照会のありました標記施設の環境影響評価準備に関しまして、別紙のとおり回答いたしますのでご確認の程よろしくお願いいたします。

**大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見**

頁	意 見 等
全体	四国中央市といたしましては、同準備書に関して環境保全上、十分な調査と予測がなされ、説明会を実施するなど適切な措置を取られていると思います。施設稼働後も法令遵守を徹底し、近隣住民の相談等あれば真摯に対応していただきたいと思います。
2-45	四国中央市との公害防止協定の改定については、ボイラ稼働後の操業が落ち着き、実際の排出に関する数値が確認でき次第、速やかに環境審議会開催の陳情を上げていただきたいと思います。

**「大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業に係る環境影響評価準備書」
に対する環境の保全の見地からの意見の概要及び見解について**

大王製紙株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 若林 頼房

「大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業に係る環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)について、愛媛県環境影響評価条例第 15 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見の受付を行いました。

その結果、準備書に対する意見の提出はありませんでした。

準備書に対する意見の受付の結果

公告日	令和 6 年 12 月 17 日(火)
縦覧期間	令和 6 年 12 月 17 日(火)から令和 7 年 1 月 21 日(火)
縦覧場所	愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 四国中央市役所 市民部 生活環境課 大王製紙株式会社 四国本社 ※上記のほか、大王製紙株式会社ホームページで公表
周知方法	令和 6 年 12 月 17 日(火)付け愛媛県報により公告 愛媛県庁 環境・ゼロカーボン推進課ホームページへ掲載
縦覧者	0 名
意見受付期間	令和 6 年 12 月 17 日(火)から令和 7 年 2 月 4 日(火)
準備書に対する意見	0 件

(連絡先)

大王製紙株式会社

エネルギー企画部 環境アセスメント担当:堤 TEL:0896-23-9068

「大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業に係る環境影響評価準備書」
住民説明会に係る報告について

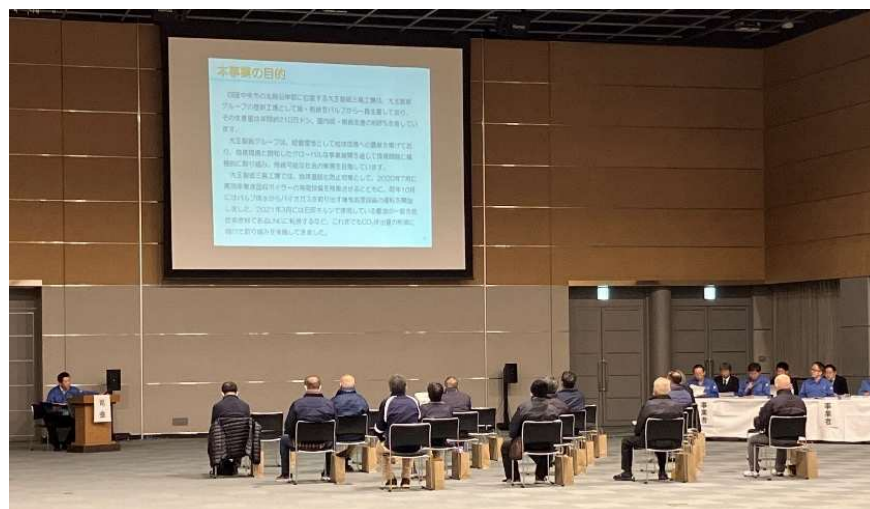
大王製紙株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 若林 頼房

「大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業に係る環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)について、愛媛県環境影響評価条例第 16 条の規定により、住民への説明会を行いました。

1 住民説明会の概要

開催日時	令和 7 年 1 月 9 日(木)18 時～19 時 20 分
開催場所	大王製紙株式会社 四国本社 8 階コンベンションホール
説明方法	準備書の概要を示すパンフレットを配布及びパワーポイントを用いた口頭による説明
出席者数	14 名



説明状況

2 住民説明会における質疑応答の内容

【令和7年1月9日(木)18時～19時20分 大王製紙株式会社 四国本社8階コンベンションホール】

No.	分 類	質問・意見の内容	事業者の回答・見解
1	質 問	石炭やリサイクル(廃棄物)を焚いているにも関わらず、煙突の煙が白いのは何故か。平成18年頃に工場長から水蒸気であることを説明されたが、水蒸気なのに高い煙突にしているのは何故か。ばい煙が含まれているとも聞いたことがある。成分についてどのようなが含まれているのか聞きたい。	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などは煙には必ず混ざっています。そのため排ガス基準が国や自治体で設けられております。規制対象の成分は行政の指示通り測定し、結果を報告するとともに弊社HPでも公表しています。 煙が白く見える理由は、煙に含まれる水蒸気によるものです。水蒸気が大気で冷やされることで結露し、白く見えるようになります。 煙突を高くしている理由は、硫黄酸化物や窒素酸化物等が含まれているため、これらが地表に落下する濃度をさらに薄くする目的で過去に高い煙突を建設しています。
2	質 問	三島工場南門付近の騒音や悪臭は改善されたが、車に白い粉が付くことがある。今回新設するボイラーについても心配しているが大丈夫なのか。	水蒸気が上空に上がって冷やされると、雨粒となって下に落ちてきます。煙の中には多少の不純物が入っており、そういったものが車に付いて乾くと白く見える現象があります。車を水道水で洗浄した後に、拭き取りをしないと白い汚れが見えてきますが、原理としてはそれと同じです。身体への健康被害等の影響はありません。
3	質 問	汚水タンク(沈殿槽)について、万が一、地震等があった時に村松地区等の近所に迷惑がかからないか？	沈殿槽は鉄筋コンクリート製で頑丈に作っており、巨大地震発生時でも漏れは発生しないものと考えています。万が一漏洩しても、工場内の排水溝で受け止められ、また工場敷地は海側に傾斜していますので、近隣住宅が浸水する可能性はありません。
4	質 問	今回の説明では焼却灰を販売して、建築材に使うとのことだが、クリーンセンターでは多額のお金をかけて灰の処理を行っている、と聞いたことがある。燃やすものに家庭ごみがあるかないかでここまで差が出るものなのか。今回の焼却灰についてはどのように処理する計画か。	焼却灰はセメント業者や再生砕石業者への引取り、もしくは埋立処分を計画しています。現在、当社で発生する灰は定期的に分析しており、各引取り先の受入基準に適合していることを確認して処理しています。本事業でも同様に管理して処理する計画です。 一方、クリーンセンターは一般廃棄物焼却炉に該当し、弊社の産業廃棄物焼却炉よりも灰の扱いや埋立先が法令で厳しく規制されています。そのため処理費が高くなると考えられます。
5	意 見	四国中央市は肺がんになる人が多く、排ガスと因果関係があるのではないかと。最近、豊岡方面に多数の倉庫が立ち、周辺の交差点がトラックで渋滞している。国道11号より北側の事業ならよいが、南側の事業は高層煙突(コスモスタワー)の煙の影響があり、場所的に反対である。	貴重なご意見として受け取り、引き続き、定期開催の意見交換会などで説明させていただきます。

「大王製紙三島工場リサイクル発電設備設置事業に係る環境影響評価準備書」
に係る四国中央市意見に対する事業者の見解について

大王製紙株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 若林 頼房

No.	頁	四国中央市意見	事業者の回答
1	全体	四国中央市といたしましては、同準備書に関して環境保全上、十分な調査と予測がなされ、説明会を実施するなど適切な措置を取られていると思います。施設稼働後も法令遵守を徹底し、近隣住民の相談等あれば真摯に対応していただきたいと考えます。	対象施設の稼働後も法令遵守を徹底し、近隣住民の皆様に対しては、引き続き問い合わせ窓口を設け、定期的に説明会を開催してご意見をお聞きするなど、環境改善に努めてまいります。
2	2-45	四国中央市との公害防止協定の改定については、ボイラー稼働後の操業が落ち着き、実際の排出に関する数値が確認でき次第、速やかに環境審議会開催の陳情を上げていただきたいと考えます。	対象施設の稼働後、操業・運転条件が安定した段階で、公害防止協定の改定に必要な手続きを進めさせていただきます。

(仮称) 三崎ウインドパークリプレイス事業の概要

1 事業者 三崎ウインド・パワー株式会社

2 事業の目的

環境負荷の少ない風力発電の設置を推進し、得られたクリーンエネルギーにより、安定かつ効率的な電力供給に今後も寄与し、地域社会へ貢献するため、既設風力発電所である三崎ウインドパークの撤去後の跡地を利用し、リプレイスを行う。

3 対象事業の種類

風力発電所の設置の工事の事業

条例対象事業	出力が5,000kW以上である風力発電所の設置の工事の事業
--------	-------------------------------

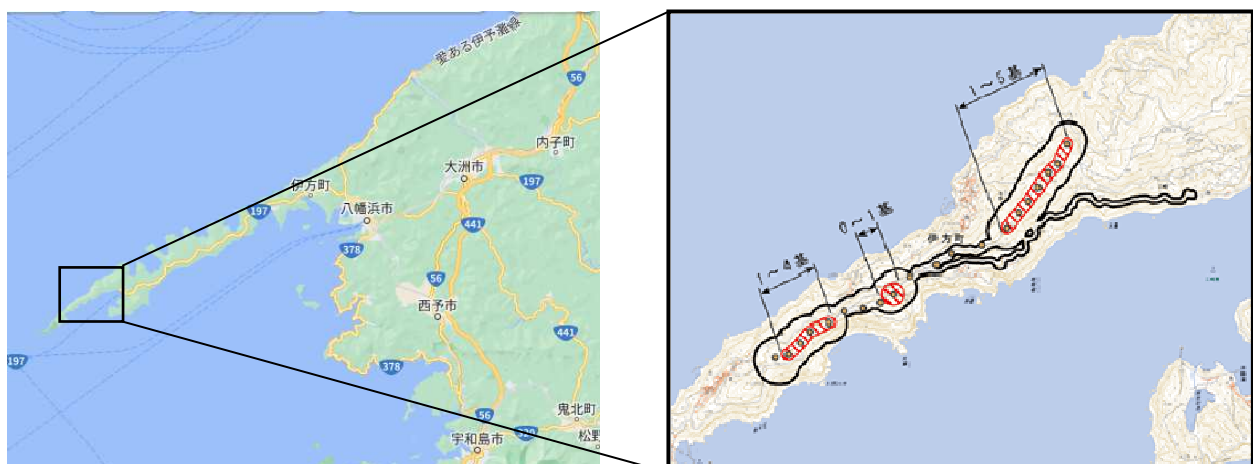
【参考】 法対象 50,000kW以上（第一種事業）、37,500kW以上（第二種事業）

4 対象事業の規模

	総出力	単基出力及び基数
建替え施設	最大34,400kW	最大4,300kW×最大8基
既設	20,000kW	1,000kW×20基

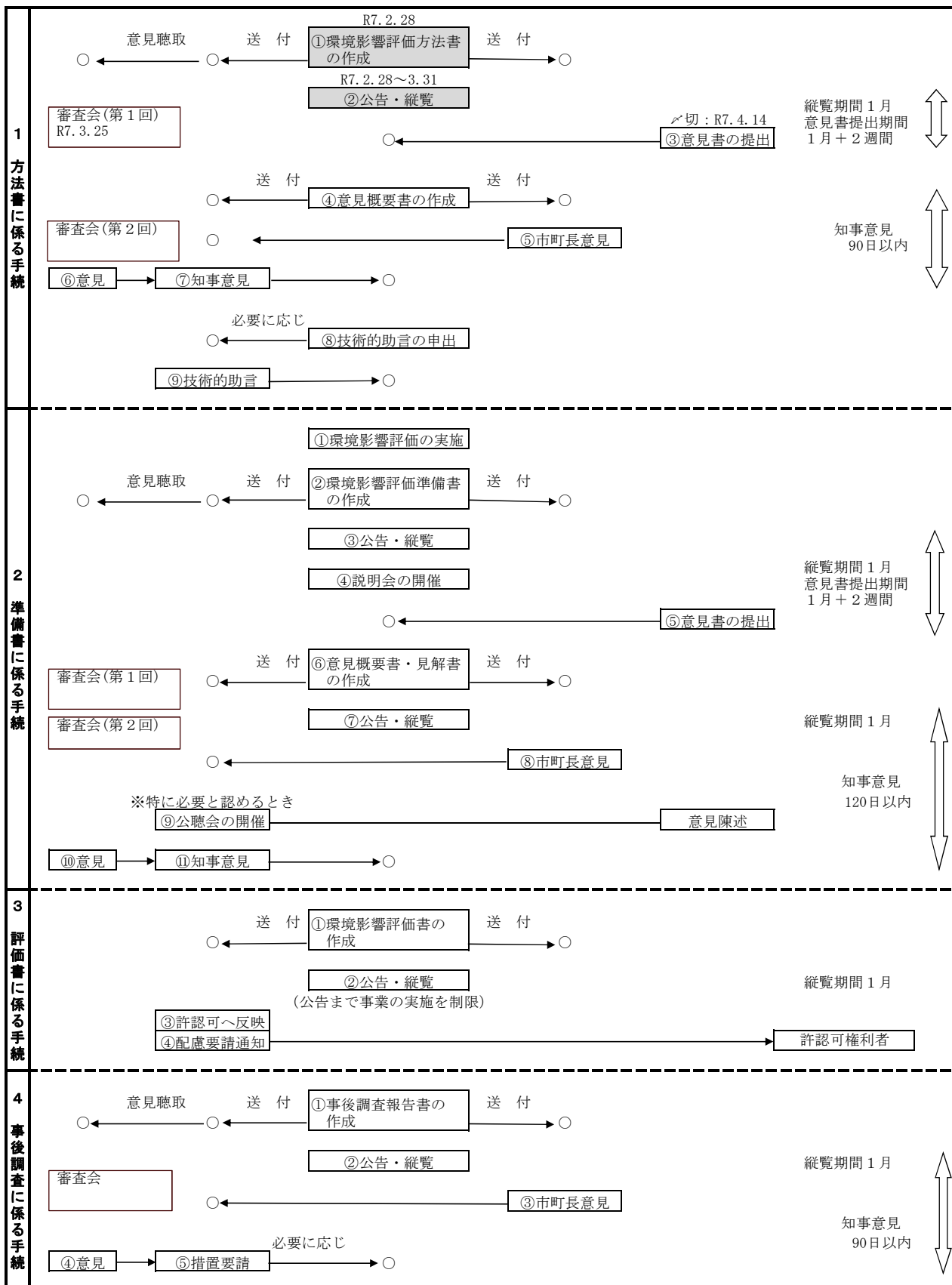
5 対象事業実施区域 伊方町三崎他（既存事業の範囲内）

6 環境影響を受ける範囲であると認められる地域 伊方町



(仮称) 三崎ウインドパークリプレース事業に係る愛媛県環境影響評価条例の手続

審査会	県	事業者	市町	住民
-----	---	-----	----	----



注) □内の網掛けは実施済の手続

**(仮称) 三崎ウインドパークリブレース事業環境影響評価方法書に係る
委員等意見に対する事業者の見解について**

No	頁等	委員等意見	事業者の回答
		全般・事業計画	
1		環境省は、地域が積極的に事業に関与・連携したり、地域経済の活性化や防災などの社会課題の解決に貢献したりする地域共生型の再エネ導入を推進し、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保が不十分な迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応することとしている。 上記の国の考えを踏まえ、事業者として、今後どのように地域共生型の事業となるよう進めていくのか。	地域の皆様にご理解いただく事が重要と考えておりますので、地域にお住まいの皆様からのご意見を拝聴させていただくと共に、丁寧な説明を実施し事業に対するご理解を得られるよう進めてまいります。 また、森林法、盛土規制法等国及び県が定める法や条例を遵守したうえで現地踏査や地質調査を実施し、現地の地形・地質を把握し設計上の安全性を確保した上で可能な限り既設風力発電機の建設範囲及びその周辺に風力発電機を設置する計画とし、環境への影響を最小限とするよう努めてまいります。
2	2.1-1	本事業の目的の一つとして「地域社会への貢献」を掲げているが、これまで、また今後は、どのような社会貢献を目指すのかを具体例を挙げて説明されたい。	本事業を通し、三崎地区に関連する各種イベント等へのご協力や三崎地区のふるさと納税関連商品の PR、災害時における非常用電源の提供等、様々な形で地域貢献にご協力させていただきたいと考えております。 また、既設事業においては、地元 4 地区の皆様には施設管理を委託させていただいており、お支払いした管理費用は農業用水路の運営等、各地区の生活環境向上にご利用いただいております。同取組については、本事業でも継続することしております。
3	2.2-5	集落の近傍まで対象事業実施区域となっている範囲がある。住民に負担をかけるような改変等を行わないこと。	既設風力発電機の建設範囲や既存道路等を有効に活用し、可能な限り改変範囲を縮小するよう検討いたします。
4	2.2-7	出力や風車の大きさが、既存の発電機よりかなり大きくなっている。これらの機種選定の根拠を示すこと。 また、近年は、発電機が大型化の傾向にあるが、大型化のメリット、デメリットを示すこと。	各風力発電機メーカーとの会話を踏まえ、現在国内で調達可能な大型風力発電機の中で、輸送の観点での 4MW 級風力発電機を採用いたしました。 大型化によるメリットとしては、一般的には高さが増し、ロータ直径が大きくなることによる発電効率の向上が考えられます。一方デメリットとしては特殊車両や機材を必要とする輸送・設置の難易度向上、景観及びバードストライク、騒音等への影響が一般的に挙げられますが、本事業では風力発電機の基数を 20 基から最大 8 基に減らすとともに、環境影響評価を通じて自然環境及び近隣住民への影響を可能な限り低減するよう努めます。
5	2.2-7	風力発電機の単機出力、基数及び配置の検討に当たって、最も考慮する要因は何か。	自然環境及び近隣住民への影響を最優先の考慮事項とし、環境影響評価の予測・評価の結果に基づきながら、基数及び配置を検討いたします。
6	2.2-10	風力発電のリブレース事業であるが、環境への影響を可能な限り低減す	既設風力発電機については FIT 調達期間が 2027 年 5 月末に満了することから本事

		る観点からも、利用できる既設の設備は最大限に活用すべきである。現時点で既設設備の再利用はどのように考えているのか。	業を実施する計画です。本事業で採用する風力発電機は現在市場に多く流通している大型風力発電機の中で最小規模の4MW級を採用する予定です。そのため風力発電機の大型化に伴い風力発電機の基礎部等、全ての設備を再利用することは難しいと考えております。 一方で、ヤード・風車間の管理道路の一部と送電設備については既設設備の流用が可能と考えております。その他の設備についても、今後の設計において再利用可能な部分がないかを検討いたします。
7	2.2-12	リプレース事業であることから、できる限り既存設備や道路を有効活用し、可能な限り改変範囲を少なくすること。	既設風力発電機の建設範囲や既存道路等を有効に活用し、可能な限り改変範囲を縮小するよう検討いたします。
8	2.2-16	事業所までの搬入路のうち大幅に狭い区間があるため、部材の搬入等に当たっては、住民へ負担をかけないように、搬入計画や搬入時間を検討のうえ、う回路や作業時間等の事前周知を徹底すること。	完全な通行止めは行わず、また大型部品の輸送は交通量の少ない夜間に行い、一般車両への影響を最小限に抑えるように努めます。また事前に警察署や道路管理者とも綿密に協議をした上で、輸送計画については地域住民に事前周知いたします。
9	3.2-18	対象事業実施区域から住宅等までの距離が約0.3kmと極めて近く、その影響が懸念される。実際の風車の配置に当たっては、騒音等の調査結果等を踏まえ、周辺環境への影響を回避した配置とし、住民へ負担をかけない計画とすること。	風力発電機の配置検討に当たっては、騒音等の調査、予測及び評価の結果等を踏まえ、周辺環境への影響を可能な限り低減した配置とするようにいたします。
10		リプレースは、地形等の改変が最小限に抑えられることが、メリットの一つである。風車の配置等の検討に当たっては、土地の改変を必要最小限にし、周辺環境への影響を可能な限り軽減すること。	風力発電機の配置検討に当たっては、できる限り既存設備を有効活用し、土地の改変を必要最小限にし、周辺環境への影響を可能な限り軽減するよういたします。
1 地元との相互理解及び情報公開			
11		既設風力発電事業について、これまでにあった住民等から環境に関する意見・苦情の状況やその対応状況はどうか。	過去、騒音関連で意見・苦情が寄せられていたことは事実ですが、丁寧な対話を重ね、最終的には騒音対策工事の実施や一部風力発電機の停止等の措置を講じることにより、現在は既設事業に関する苦情は寄せられておりません。また当初17年間としていた事業期間に関しても、地元合意の上20年間まで延長しております。
12		既設の事業運営で住民等からあった意見について、今回のリプレース事業計画で配慮した点はないか。	過去騒音の観点でご指摘のあった既設風力発電機の位置には新設風力発電機を設置しないことを前提とし、また地元地区から設置場所に関する意見を聞いた上で現在検討を進めております。なお、全地区よりリプレースの検討を進めることの同意書を受領しております。
13		リプレース事業であるが、これまで騒音や振動などについての苦情は寄せられてないか。また、住民が苦情を気軽に発信できるシステムは用意されているか。	一地区より騒音等の懸念から本事業へ反対する旨の書面が事業者及び伊方町宛に提出されておりますが、引き続き当該地区及び各住民への丁寧な説明を通じ、理解促進に努めます。住民が苦情を気軽に発信できるシステムについては、既存事

			業においても現地事務所を問合せ窓口としておりますが、リプレースに当たり新たに開設したHPにも問合せ窓口を設置しております。加えて高頻度での現地訪問及び地域住民との対話を実施し、苦情や不明点を吸い上げる努力も行っております。
14		環境影響評価図書については、地域住民への理解促進や環境に係るデータ蓄積のためにも、縦覧期間終了後も公開されることが望ましいため、継続公開を検討すること。	環境影響評価方法書については、愛媛県環境影響評価条例で定められた縦覧期間をもちまして縦覧を控えさせていただきますが、地域住民へは訪問や対話により事業の実施状況等を丁寧に説明し、理解促進に努めます。 今後、計画検討の進捗に伴い風力発電機の位置や仕様、工事計画等は変更・更新していくことから、縦覧期間後の閲覧は控えさせていただきます。
2 大気質			
15	4.1-8	造成工事に係る粉じん等の影響については、複数重機が1か所で稼働する等の条件でも道路環境影響評価の技術手法に記載の降下ばじん量の参考値と同程度であり、実際には重機は分散配置されることから、環境への影響は小さいとしているが、工事の実施に当たっては、散水等を徹底し、粉じん等の影響を可能限り低減すること。	工事の実施に当たっては、散水等を徹底し、粉じん等の影響を可能限り低減いたします。
3 水環境			
16	2.2-20	工事中の濁水は、沈砂池等により対応するとしているが、沈砂池の設置に当たっては、局所豪雨等を見込んで設置を検討すること。特に事業実施区域の下側に集落を通る水路が存在するため、住民に影響を及ぼさないよう対策を徹底すること。	局所豪雨等については「災害対応」であるため、環境影響評価とは別の手続きである「森林法に基づく開発許可」の手続きの中で、別途協議・検討させていただきます。 風力発電所および道路の造成計画においては、愛媛県の指導を受けて、土砂災害、水害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。
4 騒音・振動			
17		方法書の妥当性(測定地点の妥当性を含めて)を評価するため、騒音に関して、一番影響の大きかった現状設備でのデータを示し、さらに可能であれば、現状設備設置に係る予測データを示すこと。	騒音調査地点の設定にあたっては、風力発電機の設置予定範囲の周囲に位置する集落のうち、風力発電機の設置予定範囲に近い地点を考慮いたしました。なお、測定地点で得られる騒音の結果には、既設風力発電機が稼働する影響も含まれています。 準備書において実施する予測及び評価では、建替え後の風力発電機の稼働による騒音の影響を把握いたします。予測範囲は対象事業実施区域及びその周囲約4～5kmを想定しており、騒音コンター図でお示しいたします。
18		大型部品の陸上輸送は夜間を実施する計画であることから、騒音・振動について夜間も適切に評価し、周辺住民に十分配慮した環境保全対策を実施すること。	騒音・振動に関する現地調査は昼間及び夜間において実施いたします。準備書において、現地調査の結果や工事計画をもとに予測及び評価を行い、必要に応じて周辺住民に十分配慮した環境保全対策を検討いたします。
19	2.2-15	交通に関して、大型機器や多量の部品等を運搬する必要があるため、交通	大型部品の輸送は交通量の少ない夜間に行い、一般車両への影響を最小限に抑え

		量が激増する。使用する道路は限られていることから、騒音の低減に努め、近隣住民の生活に支障をきたさないよう、格別の配慮を行うこと。 住民の方には、交通量が增大すること、大型部品の陸上輸送は夜間に実施し空き地に一時仮置き、特殊車両への積み替え作業を行うなどの運搬状況を詳細に説明し、十分に理解を得ること。	るように努めます。また事前に警察署や道路管理者とも綿密に協議をした上で、輸送計画については地域住民に事前周知いたします。
20	2. 2-22	約 12km の範囲内に数か所の発電所があるが、複合的な影響についてはどのように考えているか。これまでに複合的な影響と考えられる事案は生じていないか。	対象事業実施区域の最寄りの風力発電事業としては瀬戸風力発電所がありますが、本事業からは十分な距離（約 10km）の位置にあります。 風車騒音の予測範囲は風力発電機の設置位置から 3～5km 程度の距離までを対象とする例が多いですが、この範囲において予測結果は環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）を下回っていることから、約 10km 離れた事業との累積的影響の検討は必要ないと考えております。
5 風車の影			
21	4. 2-20	風車の影の予測地域は、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」における海外のアセス事例の予測範囲より最大値として 2km を設定したとしているが、近年、風力発電は大型化していることから、予測結果が 2km を超える場合にあっては、超えた範囲も予測すること。	風車の影の影響範囲が 2km を超える場合には、超えた範囲も風車の影の予測範囲に設定いたします。
22	4. 2-20	既設に比べ風車は大型化されていることから、影の影響範囲も大きくなる。施設の配置にあっては、予測結果を踏まえ、影響を低減する対策等を実施すること。	風力発電機の配置計画にあたっては、風車の影の予測結果等も勘案し、検討いたします。
6 動・植物及び生態系			
23		土地の改変を必要最低限にとどめ、実施した場合にあっては、法面等への植栽は近傍の在来種を使用するなどし、事業実施想定区域における動植物への影響を低減すること。	土地の改変については必要最小限にとどめるように引き続き検討いたします。 緑化については極力在来種の種子を選定する方針であり、可能な限り対象事業実施区域が立地する地域に近い産地の種子を優先的に用いるのが望ましいと考えておりますが、最終的には関係機関と協議の上、決定いたします。
24		既設に比べ、風車は大型化されるが、大型化に伴う動植物に係る環境保全措置は、何か検討しているのか。	風力発電機の大型化に伴って基数が減少するものの、1 基あたりのヤード等の改変面積やブレードの回転域は増大することから、改変に伴う動植物への影響及び渡り鳥や希少猛禽類等の飛翔高度を把握し、予測を実施した上で環境保全措置を講じます。
25		風車の大型化に伴い、風車 1 基当たりのブレード回転域の面積も約 4 倍となる。渡り鳥等によるバードストライク等についても、既設風車以上に注意し、環境保全装置等を実施すること。	渡り鳥等によるバードストライク等についても、既設風力発電機以上に注意し、現地調査において渡り鳥の飛翔高度や傾向を把握し、予測評価を実施いたします。
26	4. 2-65	方法書作成にあたり、専門家等から聴取した意見は、どのような内容か。また、意見を基に追加した調査等はあ	専門家等の意見の詳細については 4. 2-65～68 に記載のとおりです。既存資料による調査結果や現地調査手法について、問

		るのか。	題がないことをご確認いただきました。 また、対象事業実施区域周辺の重要な動植物や渡りルートについてのご教示もいただいております。これらの結果を参考にし、より精度の高い調査を実施いたします。 なお、専門家の先生方から調査手法に問題がないとのご回答をいただいたため、意見を基に追加した調査等はございません。
7 景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財			
27		伊方町は、山と海に囲まれたリアス式海岸の美しい自然豊かな景観に、風車の似合う「風車のまち」とのイメージが定着してきている。新設の風車と伊方町の自然とが調和のとれた景観となるよう十分配慮すること。	新設の風力発電機と伊方町の自然とが調和のとれた景観となるよう十分配慮した事業計画の検討に努めます。
28	3.1-64 3.2-51	文化財について、史跡「登録有形文化財（工作物）旧三崎精練所」及び「登録有形文化財（建造物）旧正野谷棧橋」があるのではないかと。 また、景観に関して調査地点から外れている理由は。	文化財については、地形改変による影響を考慮し、記念物としての史跡・名勝・天然記念物を整理し、記載いたしました。 なお、有形文化財については、位置等を確認し、準備書において記載を検討いたします。 景観については、「旧三崎精練所」は山中の山の斜面に位置しており、事業地と同時に視認できない位置関係と認識しているため、調査地点に設定しておりません。また「旧正野谷棧橋」については、可視領域図において不可視であるため、調査地点に設定しておりません。
29	3.2-51 ～ 3.2-53	対象事業実施区域は、国・県指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないため、特段問題はないが、地域を定めず指定されている文化財（国・特別天然記念物）や新たに遺跡（遺構・遺物）を発見した場合は、すみやかに伊方町教育委員会と協議し、適切に対応すること。	地域を定めず指定されている文化財（国・特別天然記念物）や新たに遺跡（遺構・遺物）を発見した場合は、すみやかに伊方町教育委員会と協議し、適切に対応いたします。
30	3.1-69 4.2-56	風車を視認できる範囲には、サイクリングコースや海水浴場等がある。風車の配置や色調の設定に当たっては、これらの場所からの景観にも配慮すること。	サイクリングコース周辺の主要な眺望点として「②伊方町観光交流施設 佐田岬はなはな」及び「④みさき風の丘パーク」を、また海水浴場として「③ムーンビーチ井野浦海岸」を主要な眺望点に選定しております。風力発電機の配置や色調の設定にあたっては、上記主要な眺望点からの景観にも配慮いたします。
8 廃棄物等			
31	3.2-20	「表 3.2-18 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）」について、統計データが 10 年以上過去のものであるため、今後の手続きにおいて、県や環境省のホームページ、環境白書等から情報の更新を検討されたい。	「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 6 年 11 月）では、平成 24 年度のデータが掲載されていることから、そちらをお示しいたしました。準備書において、最新情報が得られましたら、更新等いたします。
32	2.2-21	既設設備は、可能な限り再利用に努め、廃棄物の廃棄物の低減するとともに、発生した廃棄物は再資源化に努めること。また、残土についても、改変範囲を可能な限り縮小し、発生量を低減すること。	既設設備は可能な限り再利用に努め、廃棄物の廃棄物の低減するとともに、発生した廃棄物は可能な限り再資源化に努めます。また、残土についても、改変範囲を可能な限り縮小し、発生量を低減するよう検討いたします。

33	4.2-64	「表 4.2-1 (48) 調査、予測及び評価の手法」について、想定される影響に係る予測の手法を具体的に示したうえで、今後の手続きを進められたい。	工事計画の整理により、コンクリートがら、木くず、金属くず等の産業廃棄物、切土量・盛土量を検討したうえで残土の発生量を予測いたします。
9 その他			
34	2.2-7	建替える風車は、既設に比べ大型のものとなることから、近年頻発する大規模災害や今後発生が見込まれる南海トラフ地震などの災害にも十分対応できる設計とすること。	風力発電機については、電気事業法に定める「発電用風力設備の技術基準」に基づき耐震性能も含めた設計が要求されておりますので、法に準拠し適切に設計いたします。
35	3.2-54 ～ 4.2-15	対象事業実施区域及びその周辺に「急傾斜地の崩壊」、「地すべり」の危険区域が含まれているが、地盤の強度や透水性に関する試験は実施しないのか。	風力発電機の設置位置等の詳細な検討にあたっては、今後、ボーリング調査等を行い地盤の強度や透水性等について把握する予定です。
36		準備書では、可能な限り具体的な事業計画を作成し、発電機位置や土地の改変範囲を明確にしたうえで予測・評価を行うこと。	今後、風力発電機の設置位置や造成計画等の検討を進め、その時点における事業計画をもとに発電機位置や土地の改変範囲を明確にしたうえで、予測・評価を行います。